

## 専門委員会の運営方法に係る検討結果について（市民事業等審査専門委員会）

### 1 検討の対象とする支援制度の範囲

かながわ水源環境保全・再生5か年計画に盛り込まれた市民事業等に対する財政支援のあり方及び審査基準・方法についての検討を基本とする。しかしながら、活動団体に対する専門家からのアドバイスや、複数の団体間での情報共有の場づくりなど、財政面の支援に付随した制度面からの支援についても、併せて検討する。

### 2 支援制度の検討方法と他の委員の専門委員会への参加

支援制度の原案作成については、現在の5人のメンバーで行うことを基本とする。専門委員会委員以外の委員は、傍聴という形で専門委員会に参加できることはもちろんだが、必要に応じて、オブザーバー参加や拡大専門委員会への参加の機会を設けるとともに、専門委員会委員によるヒアリング等を実施することで意見の反映を図る。また、作成された原案は、最終的に県民会議において検討・決定を行うものとする。

支援対象活動の審査会においては、専門委員会委員のみで審査・決定を行うこととするが、事前審査が必要な場合には専門委員会委員以外の委員に協力を求めることも検討する。

支援対象団体に対する現地インタビュー等の中間調査や、対象活動実施後の発表会や事業評価などを行う場合には、専門委員会委員以外の委員の参加・協力が必要と考えられる。

## 専門委員会の運営方法に係る検討結果について（施策調査専門委員会）

### 1 他の委員の専門委員会への参加

専門委員会委員以外の委員も、専門委員会に参加して、単なる傍聴のみではなく、意見を発言することができる会議とする。

ただし、指名された専門委員会委員とそれ以外に参加する委員とは求められる役割が異なるため、一定の区別等が必要。例えば、専門委員会以外の委員は、必要や求めに応じて発言するなどが考えられる。

また、より良い事業評価のためには、専門委員会委員とそれ以外の委員が、事業の現場を視察・見学し、その後でディスカッションし、事業の評価を行うことも必要である。これを拡大委員会として、行うこともできる。

### 2 情報提供のあり方についての検討

（施策調査専門委員会の所掌事項である）施策の実施状況・評価等に関する分かりやすい県民への情報提供については、専門委員会とは別枠に（または専門委員会の内部に）情報提供に関する知識や経験を有する人が、専門性や市民性を活かして検討や意見交換を行う委員会等を設置することも考えられる。

名称や形式については、「専門委員会」等の厳正なものではなく、緩やかなものがよい。例えば、コミュニケーションチームや県民コミュニケーションフォーラム、ワーキンググループやタスクフォース、広報フォーラムなどが考えられる。

## 専門委員会の運営等について（論点整理）

### 1 委員会の構成について

専門委員会のメンバーは、専門知識のある5名が良いと思う。

専門委員会委員以外の委員も常時オブザーバー参加とする。

専門委員会に公募委員を含む他の委員も入れるようにメンバーの拡大を図る必要がある。新たに加わる委員とは、何らかの区別があっても可。

### 2 別の専門委員会等の設置について

3地区程度に縦割りにして分科会を結成し、検討、意見交換（フォーラム含む）、その意見集約として県民会議（全体会）を開催するのはどうか。

別に緊急課題プロジェクトをいくつか設け、希望するプロジェクトに参加する。

個々の事業にワーキンググループを設置して、一般委員の方と専門委員と一緒に議論してはどうか。

広報専門委員会（環境教育専門委員会）のようなものを設置して公募委員に参加してもらおう。

情報提供について、もう一つ専門委員会を作ってもよいのではないか。あるいは、専門委員会を作らなくても、県民フォーラムの運営に、公募委員にこだわらず参加して、全員がフル稼働して盛り上げていくのはどうか。

県民フォーラムを含む啓発・広報事業は重要な柱であり、専門委員会を設ける必要性があり、公募委員がその役割を担うことに大きな意味がある。

### 3 公募委員の関わり方について

座して議論に参加するにとどまらず、公募委員としても調査や活動を含むフィールドワーク的な役割にも参画したい。

フォーラム活動を進めるに当たって、県の他の人たちの思いをどう反映させられるかということに公募委員が関わっていけるような仕組みを作って欲しい。

県民会議に参画する公募委員の主体的、積極的、納得性の高い活動、何よりも楽しく活動できることが重要。

（対応案）

次頁のとおり

## 専門委員会の運営方法について

### < 前 提 案 >

- ・ 専門委員会は、県民会議へ案を提出するもので、決定する機関ではない。
- ・ 専門委員会の開催は、事前に各委員へ通知し、傍聴は常に可能。
- ・ 議事録は、速やかに作成し、各専門委員会の承認を得た上で公開し、県民会議各委員に速やかに送付。

### 委員構成及び専門委員会委員以外の委員の参加

- ・ メンバーは、各 5 名でよいか。 ( 1 )
- ・ 公募委員等の参加を認めるか。 ( 2 )

#### < ( 1 ) とした場合 >

- ・ オブザーバー参加 ( 傍聴のみ / 求めに応じ発言できる )
- ・ 必要に応じた拡大専門委員会の開催
- ・ 意見を聞く場の設置 ( 書面 / 聞き取り )
- ・ 公募委員による事業評価

#### < ( 2 ) とした場合 >

- ・ オブザーバー参加 ( 傍聴のみ / 求めに応じ発言できる )
- ・ 必要に応じた拡大専門委員会の開催
- ・ 意見を聞く場の設置 ( 書面 / 聞き取り )
- ・ 公募委員による事業評価